

議案第2号

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年1月22日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 湯梨浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第42号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第42号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

第2条 湯梨浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、</p>

給料月額の100分の120に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第42号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。

給料月額の100分の120に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第42号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湯梨浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「特別職給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払い）

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の特別職給与等条例の規定による給与の内払とみなす。